

藤沢市建築基準等に関する規則(平成31年規則第9号)新旧対照表

改正後	現行
目次 第2章 確認、許可等の手続等（第3条—<u>第41条</u>） 第3章 建築協定に関する手続等（<u>第42条—第47条</u>） 第4章 歴史的建築物の保存及び活用に係る手続等（<u>第48条—第73条</u>） 第5章 雑則（<u>第74条</u>） （工事監理の状況等に関する報告） 第10条 省令第4条第1項第6号（省令<u>第8条の2の2</u>において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。 （1） 当該申請書若しくは通知に係る建築物が法<u>第6条第1項第3号</u>に掲げるものでない場合又は当該申請書若しくは通知に係る工作物が法第88条第1項若しくは第2項の適用を受ける場合は、工事監理報告書（完了検査） （2） 当該申請書又は通知に係る新築、増築又は改築が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）<u>第10条第1項</u>の規定の適用を受ける場合は、工事監理報告書（省エネ適判） （耐火建築物等としなければならない既存不適格建築物の増築又は改築に係る部分の構造方法） <u>第40条 建築基準条例第96条第2項第1号ロの市長が別に定める技術的基</u>	目次 第2章 確認、許可等の手続等（第3条—<u>第39条</u>） 第3章 建築協定に関する手続等（<u>第40条—第45条</u>） 第4章 歴史的建築物の保存及び活用に係る手続等（<u>第46条—第71条</u>） 第5章 雑則（<u>第72条</u>） （工事監理の状況等に関する報告） 第10条 省令第4条第1項第6号（省令<u>第8条の2第13項</u>において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。 （1） 当該申請書若しくは通知に係る建築物が法<u>第6条第1項第4号</u>に掲げるものでない場合又は当該申請書若しくは通知に係る工作物が法第88条第1項若しくは第2項の適用を受ける場合は、工事監理報告書（完了検査） （2） 当該申請書又は通知に係る新築、増築又は改築が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）<u>第11条第1項</u>の規定の適用を受ける場合は、工事監理報告書（省エネ適判） （新設）

<u>準は、建築基準法第3条第2項の規定により同法第21条等の適用を受けない建築物における増築又は改築に係る部分の特定主要構造部の構造方法等を定める件（令和6年国土交通省告示第275号）第8、第9及び第16に規定する構造方法等とする。</u> （防火区画等をしなければならない既存不適格建築物の増築又は改築に係る部分の構造方法） <u>第41条</u> 建築基準条例第96条第5項第1号ロの市長が別に定める技術的基準は、<u>建築基準法第3条第2項の規定により同法第21条等の適用を受けない建築物における増築又は改築に係る部分の特定主要構造部の構造方法等を定める件第11に規定する基準とする。</u> （建築協定の認可の申請） <u>第42条</u> （略） 2・3 （略） （建築協定の認可公告の通知） <u>第43条</u> （略） （建築協定の変更又は廃止の認可の申請） <u>第44条</u> （略） （借地権が消滅した場合等の届出） <u>第45条</u> （略） （建築協定に加わる場合の届出） <u>第46条</u> （略） （一人建築協定が効力を有することとなった場合の届出）	（新設） （建築協定の認可の申請） <u>第40条</u> （略） 2・3 （略） （建築協定の認可公告の通知） <u>第41条</u> （略） （建築協定の変更又は廃止の認可の申請） <u>第42条</u> （略） （借地権が消滅した場合等の届出） <u>第43条</u> （略） （建築協定に加わる場合の届出） <u>第44条</u> （略） （一人建築協定が効力を有することとなった場合の届出）
---	---

第47条 (略)

(歴史的建築物の認定又は指定)

第48条 (略)

2・3 (略)

(対象歴史的建築物の指定の申請)

第49条 (略)

2～4 (略)

(指定の解除)

第50条 (略)

(現状変更の許可の申請)

第51条 (略)

2・3 (略)

(現状変更の許可を要しない行為)

第52条 (略)

(所有者変更届)

第53条 (略)

2 (略)

(保存管理責任者選任等届)

第54条 (略)

(氏名・住所変更届)

第55条 (略)

(法適用除外建築物の指定の申請)

第45条 (略)

(歴史的建築物の認定又は指定)

第46条 (略)

2・3 (略)

(対象歴史的建築物の指定の申請)

第47条 (略)

2～4 (略)

(指定の解除)

第48条 (略)

(現状変更の許可の申請)

第49条 (略)

2・3 (略)

(現状変更の許可を要しない行為)

第50条 (略)

(所有者変更届)

第51条 (略)

2 (略)

(保存管理責任者選任等届)

第52条 (略)

(氏名・住所変更届)

第53条 (略)

(法適用除外建築物の指定の申請)

第56条 (略)

2～4 (略)

(法適用除外建築物の増築等の許可)

第57条 (略)

2・3 (略)

(増築等の許可を要しない行為)

第58条 (略)

(敷地内建築物の工事に係る許可等)

第59条 (略)

2・3 (略)

(計画の変更に係る許可を要しない軽微な変更)

第60条 (略)

(維持保全計画書の変更の許可)

第61条 (略)

2 (略)

(維持保全計画書の変更に係る許可を要しない軽微な変更)

第62条 (略)

(中間検査)

第63条 (略)

2・3 (略)

(申請できないやむを得ない理由)

第64条 (略)

第54条 (略)

2～4 (略)

(法適用除外建築物の増築等の許可)

第55条 (略)

2・3 (略)

(増築等の許可を要しない行為)

第56条 (略)

(敷地内建築物の工事に係る許可等)

第57条 (略)

2・3 (略)

(計画の変更に係る許可を要しない軽微な変更)

第58条 (略)

(維持保全計画書の変更の許可)

第59条 (略)

2 (略)

(維持保全計画書の変更に係る許可を要しない軽微な変更)

第60条 (略)

(中間検査)

第61条 (略)

2・3 (略)

(申請できないやむを得ない理由)

第62条 (略)

(完了検査)
第65条 (略)
2 (略)
(仮使用の認定の申請等)
第66条 (略)
2・3 (略)
(敷地内建築物の工事に関する完了の届出)
第67条 (略)
(申請の取下げ及び取りやめ)
第68条 (略)
2 (略)
(工事監理者又は工事施工者の決定等)
第69条 (略)
2 (略)
(公示の方法)
第70条 (略)
(違反建築物の設計者等の通知)
第71条 (略)
2・3 (略)
(立入検査証)
第72条 (略)
(工事現場における許可の表示の様式)

(完了検査)
第63条 (略)
2 (略)
(仮使用の認定の申請等)
第64条 (略)
2・3 (略)
(敷地内建築物の工事に関する完了の届出)
第65条 (略)
(申請の取下げ及び取りやめ)
第66条 (略)
2 (略)
(工事監理者又は工事施工者の決定等)
第67条 (略)
2 (略)
(公示の方法)
第68条 (略)
(違反建築物の設計者等の通知)
第69条 (略)
2・3 (略)
(立入検査証)
第70条 (略)
(工事現場における許可の表示の様式)

第73条 (略)

(様式)

第74条 (略)

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第71条 (略)

(様式)

第72条 (略)

附 則

(新設)